



Title	公企業と官僚制（7）：戦時期・戦後復興期の営団・公団・公社
Author(s)	魚住, 弘久
Citation	北大法学論集, 56(6), 241-292
Issue Date	2006-03-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/8614
Type	bulletin (article)
Note	論説。 著者名の「魚」は異体字（U+29D4B）
File Information	56(6)_241-292.pdf



[Instructions for use](#)

公企業と官僚制（七）

——戦時期・戦後復興期の営団・公団・公社——

奥住弘久

目次

序章 はじめに

第一節 課題の設定

第二節 分析枠組み

第三節 論述にあたっての留意点

（以上、第五三卷第一号）

第一部 営団の淵源

第一章 公企業の起源と展開

第一節 公企業の起源

第二節 生産力拡充と国策会社（特殊会社）

第三節 国家総動員体制における国策会社（特殊会社）

第二章 新たな公企業形態の模索

第一節 交通調整前史

第二節 交通調整の始動

第三節 交通調整案の作成と公企業形態をめぐる対立の激化（その三まで第五三卷第五号 その九まで第五四卷第六号）

第四節 新たな公企業形態の模索（以上、第五五卷第四号）

第二部 戦時期における営団

第三章 営団の誕生

第一節 住宅営団の誕生

第二節 帝都高速度交通営団の誕生

第三節 農地開発営団の誕生

第四節 営団の論理

第四章 営団の展開

第一節 商工省における営団の活用

第二節 農林省における営団の活用

第三節 営団をめぐる「官」と「民」

第三部 戦後復興期における公団と公社

第五章 公団の誕生

第六章 公団の展開

（以上、第五三卷第二号）

（以上、第五六卷第四号）

（以上、本号）

第七章 公社の誕生
終章 おわりに

凡例については、連載第一回（第五三卷第一号）の冒頭に記した。

第四章 営団の展開

前章では、「営団」が、官民協力の論理を持つ国策会社（特殊会社）に委ねることのできない非採算事業を実施するための行政手法として意味づけられていることを明らかにした。つまり、営団は、非採算事業であるが故に、国策会社（特殊会社）を設立することができない例外的（限定的）な場合に用いられる選択肢として、あくまでも官民協力の論理の枠内に収まる行政手法として登場したのである。本章では、こうした行政手法としての営団が、その後、官僚制によつてどのように活用されようとしたのかを、営団が実際に設立された商工省と農林省を通して検討していくことにならう。

第一節 商工省における営団の活用

一・商工省特別室における構想

一九四一年六月二二日の独ソ開戦に伴う国際情勢の変化は、商工省に「現下時局ニ鑑ミ最悪ニ対処スベキ各般ノ準備ニ付万善ノ措置ヲ執ル要」を実感せしめることになった。⁽¹⁾七月四日に商工省は、(一)物動計画関係、(二)商工行政上ノ緊急措置事項、(三)法令ニ関スル準備、(四)以上緊急措置実施ノ準備措置、からなる「緊急対策ノ件」を決定し、「以上ノ措置準備ノ為特別室ヲ設ケ」ることにした。⁽²⁾こうして設置された商工省特別室は、次のような陣容で「重要事項ニ対シ緊急措置ヲ直ニ実施シ得ル様・・・謂ハバ商工省ノ出師準備」に取り掛かった。⁽³⁾

室長 神田総務局総務課長

班長 生産班長 山本生産拡充課長

配給班長 平井書記官

金融班長 辻資金課長

物価班長 山路物価局企画課長

室員 総務局書記官及物資調整

各局課書記官、事務官、技師中ヨリ次官ニ於テ指名セル者

商工省特別室は、「緊急対策」として(一)生産対策、(二)配給対策、(三)消費規正対策、(四)資源回収対策、(五)輸送対策、(六)中小商工業対策、(七)金融対策、(八)戦時保険対策、(九)貿易対策、(十)特許行政対策、の各項目について、それぞれ要綱・計画等を作成した。⁽⁴⁾このなかには、後の「産業設備営団」と「重要物資管理営団」に連なる構想も含まれていた。それは、「(二)配給対策」として作成された「重要物資管理営団要綱」(七月一二日)にはつ

きりと見ることができ(5)るが、「(一) 生産対策」で作成された「戦時設備利用財団要綱」(八月八日)などもまた、未働遊休設備の動員と活用等を目的とする後の産業設備営団に連なるものであ(6)った。

商工省特別室は、こうした準備作業を経た後の八月二三日、「所期ノ目的ヲ達シタ」として「一応休止」とな(7)った。そして、商工省の各局において、「緊急対策」の実施に向けた法令、予算等に関する動きが本格化していった。

実施事務は、「緊急対策事務処理ニ関スル件」(八月二三日)に即して行われた。このうち法令関係では、たとえば、「戦時設備利用財団法案」が総務局で、「重要物資管理営団法案」が監理局で担当されることにな(8)った。最終的に作成された法令案は、次のようである(傍線部は引用者による)。(9)

(一) 国家総動員法ニ基クモノ

物資統制令案

企業動員令案

統制会社令案

商工業許可令案

総動員物資使用収用令中改正案

土地工作者管理使用収用令中改正案

工場事業場管理令施行規則要綱案

(二) 其ノ他

戦時産業振興財団法要綱案

戦時生産財団法案

重要物資管理営団法案

戦時保険法案 国営空襲保険制度要綱案

戦時産業表彰令案要綱

外国人財産処分令案

工業所有権戦時法中改正案

工業所有権ノ戦時措置ニ関スル勅令案

重要物資在庫調査規則案

このうち「戦時産業振興財団法要綱案」は、先の「戦時設備利用財団要綱」などを踏まえて作成されたもので、先述のように後の産業設備営団に繋がるものであった。⁽¹¹⁾ 傍線を付した二つの案に見るように、商工省では、新たな公企業形態である「営団」の活用が練られていたのである。では、商工省は、具体的にどのようなように営団を活用しようとしたのであろうか。そこで次に、商工省において設立されることになる「産業設備営団」と「重要物資管理営団」を通して、官僚制が営団をいかに活用しようとしたのかを検討することにした。

二・産業設備営団の誕生

先に述べたように、商工省は、八月二三日の特別室休止を受けて「緊急対策」の具体化に乗り出した。この過程で作

成されたのが、先に掲げた「戦時産業振興財団法要綱案」（一〇月七日）である。⁽¹²⁾ この要綱案は、「戦時産業振興財団」について、次のように記している。⁽¹³⁾

「戦時（戦争ニ準ズル事変ノ場合ヲ含ム）ニ於テ軍需産業、生産拡充産業其ノ他ノ国家緊要産業ノ運営ヲ円滑ナラシメ竝ニ未完成設備（機械ノ製造ヲ業トスル者ノ有スル未完成機械ヲ含ム以下同ジ）及遊休設備ノ活用ヲ図ルコトヲ目的トスルコト」

このように「戦時産業振興財団」では、国家緊要産業を円滑に運営し、未完成設備と遊休設備を有効活用することが目指された。そして、その具体的業務として示されたのは、次の八項目であった。⁽¹⁴⁾

- 一 国家緊要産業ノ事業設備ノ貸与又ハ売買
- 二 国家緊要産業ヲ営ム者ニ対スル投資又ハ融資（社債ノ買入ヲ含ム以下同ジ）
- 三 国家緊要産業ヲ営ム者ノ為ニスル債務ノ引受又ハ保証
- 四 戦時ニ於テ維持ヲ必要トスル未完成設備又ハ遊休設備ヲ保持スル者ニ対スル投資又ハ融資
- 五 戦時ニ於テ維持ヲ必要トスル未完成設備又ハ遊休設備ヲ維持スル者ノ為ニスル債務ノ引受又ハ保証
- 六 未完成設備又ハ遊休設備遊休設備^マ売買又ハ保有
- 七 未完成設備又ハ遊休設備活用ニ関スル仲介又ハ斡旋
- 八 前各号ノ業務ニ付帯スル事業

つまり、戦時産業振興財団は、国家的緊要産業の事業設備を貸与・売買するとともに、関係事業者に投資や融資など

を行い、未完全あるいは使われなままに置かれている設備を有効利用しようというものであった。なお、ここに記された「国家緊要産業」とは、ただ単に国家にとって緊要である産業という意味ではなく、「普通の状況の下に、各企業家に任せて置いたのでは、採算の関係、技術の関係、或ひは将来の見通しにおいて、困難が多いとか、危険性が高いとかいふために、建設され得ないが、しかし、国家的に建設の緊要性を認められる」というものである。こうした業務に對して「財団」方式を採用するということは、それが非採算（非営利）事業として捉えられていたことを示している。

一月に入ると商工省と大蔵省の間で「戦時産業振興営団」（仮称）についての折衝がはじまった。⁽¹⁶⁾ その際、名称は「戦時産業振興財団」から「戦時産業振興営団」へと変わっていたが、その目的は、「財団」時と同じく、国家的緊要産業の円滑なる運営、未働遊休設備の活用にあつた。⁽¹⁷⁾ つまり、「財団」から「営団」への名称変更は、実質的な違いをもたらずものではなかつたのである。

では、なぜ名称の変更がなされたのであろうか。このことについて、先に挙げた「戦時産業振興財団法要綱案」を通して若干の考察を試みることにしたい。⁽¹⁸⁾ 「戦時産業振興財団法要綱案」の「備考」は、次のように記されている。⁽¹⁹⁾

「戦時産業振興財団設立ニ至ルマデノ經過的措施トシテ政府ノ寄付行為ニ依リ財団法人戦時産業振興財団ヲ設立スルコト」

ここでは、「戦時産業振興財団」と「財団法人戦時産業振興財団」が明確に区別されている。政府にとって「財団法人」の設立は、議會を通す必要がないことから、新たな組織を作る最も簡便な方法の一つであつた。⁽²⁰⁾ しかし、財団法人には民法上の諸規定があるため、「戦時産業振興財団法要綱案」にあるような「所得税、法人税、營業税及地方税ヲ課セザルコト」「政府ハ産業振興債券ノ元本ノ償還及利息ノ支払ヲ保証スルコトヲ得ルコト」などの「特典」⁽²¹⁾を付与するには、特別法を立法しなければならぬ（それが要綱名に見られる「戦時産業振興財団法」である）。こうしたなかで、

商工省は、まず、「経過的措置」として手続的に簡便な「財団法人戦時産業振興財団」を設立し、次いで立法措置（戦時産業振興財団法）を講ずることである。このように「戦時産業振興財団」の設立を図ろうとしたのである。⁽²²⁾このように「戦時産業振興財団」には、民法上の財団法人とは異なる特別法に基づく財団という意味が込められていた。そして、その特質は、業務として示された先の八項目にあるように、売買、投資、融資、債務保証などの経済的活動を行うことであつた。こうした事情から「戦時産業振興財団」は、民法上の財団法人と明確に区別するために、経営を行う財団、すなわち「経営財団」という意味を持つ「営団」へ名称変更がなされたと推察されるのである。

さて、商工省から打診を受けた大蔵省は、当時の経済情勢において「戦時産業振興営団」の設立が必要不可欠であることを理解して⁽²³⁾いた。それは、七月二八日の南部仏印進駐を契機として米・英・蘭が対日資産凍結と石油の全面的禁輸を実施したため、日本は勢力圏以外との貿易がほとんどできなくなり、その結果、勢力圏内において自給経済体制を確立しなければならぬ状況に陥つていたからである。⁽²⁴⁾しかし、大蔵省は、営団の内容について商工省と異なる意見を持つていた。それは、国家緊要産業への投資や融資に関することであつた。つまり、大蔵省は、「国家総動員法」⁽²⁵⁾第一条による強制融資命令など既存の金融制度を活用することによつても十分な効果をあげることができると考えたのである。⁽²⁶⁾両者の見解の相違は、一月一日に閣議決定された「産業設備営団設置要綱」において解決が図られた。その結果、金融関係については、大蔵省の考えに即して除外されることになつた。⁽²⁷⁾

さて、この要綱の冒頭部分⁽²⁸⁾は、次のようである。

「時局ノ緊迫化ニ伴ヒ軍需産業、生産拡充産業其ノ他ノ国家緊要産業ノ事業設備ニシテ特ニ国家ニ於テ施設スルノ要アルモノヲ建設シ竝ニ未完成設備及遊休設備ノ活用ヲ図ルノ要緊切ナルモノアリ仍ツテ第七十七議會ニ必要ナル法律案及予算案ヲ提出シ左記要領ノ特殊法人産業設備営団ヲ設置セントス」

定例閣議後の岸商工大臣の言葉を借りるならば、産業設備営団は「未動遊休設備を総動員して十分にその機能を發揮せしめるとともに重要事業が急速に増産を凶る場合における施設不足を補ふこと」を通して、「日本産業の再編成を行ひ、国防国家建設に必要な生産増産を行はんとするもので」あつた。⁽²⁹⁾ これを受けて翌二二日付の『朝日新聞』は、「産業営団の要綱成る」と題する「社説」を掲載した。そこでは、産業設備営団について「国家資本が日本経済において占むる地位が著しく躍進すること・・それはまた同時に、日本経済における自由主義経済の残滓が、一つ一つひひのけられて、国家意思による総合的計画経済に転化して行く過程である。このやうに、産業設備営団設立の意義は、遊休未働設備所有者の救済といふがごとき社会政策的分野に重点があるのでなく、自給経済体制確立のために、日本産業の再編を行ふといふ大決心の一つの現れである」と記された。⁽³⁰⁾ ここでは、営団が、国家支配の貫徹という論理に支えられた行政手法として捉えられたのである。

一月一六日に第七七議會へ提出された産業設備営団法案は、一八日の衆議院産業設備営団法案委員会において、提案理由の説明がなされた。そして、一九日に委員会を通過し、衆議院本會議で可決された。衆議院の審議において興味深いのは、委員会における堤康次郎（翼同）と岸商工大臣のやりとりである。堤は、営団の事業計画種目を人造石油など国防資源の開発にまで拡大した方が資金運用の面においてより有効ではないかと質問した。これに対し、岸は次のやうに答えている。⁽³¹⁾

「其ノ方面ノ事柄ハ此ノ会社〔国策会社の帝国燃料、帝国鑛業など〕ガ十分ヤルト云フコトヲ当時ノ政府ハ言明シ、又之ニ対シテ政府ハ特別ナ出資モシテ居リ、又金融上ノ保証モ致シテ居リマスシ、凡ユル手段ガ一応盡サレテ居リマス、若シモ此ノ活動ガ十分テナイト云フコトデアレバ、私共監督ノ立場カラ之ヲシテ其ノ使命ヲ果サシムルト云フ事柄ニ今後全力ヲ挙ゲテ行ク積リデアリマス・・全然今マデ手ノ触レラレテ居ラナイ部分ガ、今申上ゲマシタ

ヤウニ而モソレハ急ヲ要スルト云フ事態ニアリマスノデ、斯フ云フ営団ヲ造ラウ、斯フ云フ訳デアリマス」（傍線部は引用者による）

すなわち、岸は、既存の（国策）会社によって「手ノ触レラレテ居ラナイ部分」について営団を活用するというのである。これは、営団が会社形態にすることが困難な、つまり採算ベースに乗らない、それ故に「全然今マデ手ノ触レラレテ居ラナイ」事業を実施するための行政手法として位置づけられていることを示している。この意味において産業設備営団は、それまでの営団同様、官民協力の論理の枠内で設立されようとしたのである。

以上のように、産業設備営団をめぐることは相異なる論理が見られた。しかし、先の『朝日新聞』社説に見るように、国家支配の貫徹という論理から産業設備営団が経済界の存在基盤を掘り崩していく可能性を否定できない以上、経済界の不安がなくなることはなかった。こうしたなかで「要望するところ、又疑点と致す諸点に就きまして、（政府側から）御説明を頂きたい」⁽³³⁾「将来の産業界に重要な使命を持つてゐる本営団の運用の方針等に付ても政府側の意見を質し、又之に関する色々な・意見も述べたい」⁽³⁴⁾と経済界が考えるのは不思議なことではない。かくして、産業設備営団法案が一月一九日に衆議院を通過し、翌二〇日に貴族院で可決・成立したのを受けて、「官民懇談会」が相次いで開催される運びとなるのである。

「官民懇談会」は、二月一日に重要産業統制団体協議会と中央物価統制協会の共同主催により、翌二日に東京商工会議所の主催により、それぞれ開催された。一日の「官民懇談会」において商工省事務次官の椎名悦三郎は、産業設備営団と従来の営団の違い、政府と経済界の協力の重要性について、次のように述べている。⁽³⁵⁾

「此の営団の運用に付きましては、従来の特殊法人と相当に行き方を異にしまして、経済界に非常に深く働き掛けなければならぬ建前を持つて居るものと思ふのであります。随ひまして此の営団の陣容整備に付きましては、政

府としては最も重大なる関心を払つてゐるのでありまして、全産業界の信頼、与望を□ち得るやうにしなければならぬ・・・と同時に亦経済界の各方面に於かれましても、此の制度の必要性、其の運営の経済界に対する色々な影響、効果と云ふやうな問題を、全体的の立場から十分に御認識頂き、又之に対して心からの協力をされると云ふ考へを持たれませぬと、徒らな摩擦、相剋を現出すると云ふことになつて、折角の使命達成上遺憾の点を残すことになりはしないかと云ふことを深く懸念する次第でありまして、是等の点に付きましては十分にこの制度に対する認識を徹底し、之に十二分の関心を持たれ、協力されんことを冀つて居る・・・」

この発言が示しているように、政府と経済界の協力関係は、政府が経済界に「協力されんことを冀」うことによつて成り立つものであった。そのため、政府は経済界に配慮することが求められた。こうした政府と経済界の関係は、たとえば、営団と私企業の存在を前提とする統制会についての椎名悦三郎（商工次官）の説明から確認することができる。椎名は、産業設備営団について統制会が実力を持つまでの経過的措置であると次のように述べている。⁽³⁹⁾

「統制会が各種重要部門に確立されて、それが十分の機能を果し得るやうになつた暁には、営団は要らなくなるのではないかと私は考へて居ります。然しながら統制会が、・・・実力を十分持つ迄には相当の時日を要するであらうと思はれるのであります。・・・本営団の任務の一つは、かかる事態に際しての応急救済にある、かふ云う風に私共は考へて居ります。」

このように産業設備営団は、私企業を否定するものではないと説明された。つまり、ここでは、営団が既存の制度を補完する「応急救済」的なものとして位置づけられているのである。このように「官」側は、産業設備営団を官民協力の構図の枠内におさめようとした。

以上の説明から窺われるように、当時の商工省は、国家支配の論理を強く主張することもできず、経済界へ配慮する

ことが求められた。つまり、商工省は、「民」に対してフリーハンドを持つ状況になかった。この意味において官僚制は、営団の活用に対してヘゲモニーを確立できていないのである。

なお、「官民懇談会」と並行して営団総裁の選考が進められた。一月一日に藤原銀次郎⁽¹⁰⁾が東条首相の総裁就任要請を受諾したことで、四日に商工省から首脳陣が発表された。民間人である藤原が総裁に選考された背景には、官吏天下り批判をかわす⁽⁴¹⁾とともに、営団を官民協力の文脈上に位置づけるといふ意味合いがあったと考えられる⁽⁴²⁾。そして、副総裁には元内務官僚で厚生大臣を務めた廣瀬久忠、顧問には伍堂卓雄（工業組合中央会会長）、郷古潔（三菱重工業社長）、石田礼助（三井物産代表取締役）がそれぞれ就任することになった⁽⁴³⁾。その後、産業設備営団施行令が公布・施行されたのを受けて、一日に商工省から設立委員が発表された⁽⁴⁴⁾。そして、設立委員会を経て、一月二十七日に産業設備営団が誕生した。

三、重要物資管理営団の誕生

重要物資管理営団の構想は、商工省特別室が作成した「重要物資在庫管理要綱」（一九四一年七月二日）のなかに見ることができる。ここでは、「主務大臣ノ指定スル重要物資ノ保管及運用ヲ完フシ其ノ供給ノ確保ヲ図ル為緊急勅令ニヨリ別紙重要物資管理営団令（仮称）要綱等ニ則リ法令ノ制定ヲ為シ営団ヲ設立スルコト」と記された⁽⁴⁵⁾。そして、ここで示された重要物資管理営団は、特別室により作成された「重要物資管理営団要綱」（一九四一年七月二日）において「国家的要請ニ即シタル重要物資ノ保管及運用ヲ図ルコトヲ目的」として、次の業務を行うとされた⁽⁴⁶⁾。

- (一) 重要物資ノ保管
- (二) 重要物資ノ買上
- (三) 前各号ノ業務ニ付帯スル事業

重要物資管理営団の必要性は、特別室にとどまらず、商工省の中枢部においても認識されていたことであつた。商工省総務局が七月一日付で作成した試案「重要物資貯蔵機関設置ニ関スル件」のなかに、重要物資管理営団の設置が示されているのである。⁽⁴⁷⁾そこでは、「緊迫セル国際情勢ニ対処シ緊急用トシテ国内保留トスベキ物資ノ貯蔵ヲ有効且計畫的ナラシムル為貯蔵機関ヲ設立シ保留物資ノ買上、貯蔵ヲ為サシメ且生産ノ維持増加ヲ円滑ナラシムル」という方針とともに、その要領として五項目が記された。⁽⁴⁸⁾このうちの「営団ノ設立順序」の項からは、商工省が重要物資管理営団をどのように捉えていたのかが窺われる。それは、次のように記されている。⁽⁴⁹⁾

- (イ) 営団ノ組織、権限及設立手續等ニ付緊急勅令ヲ公布スルコト
- (ロ) 緊急止ムヲ得ザレバ重要物資保有会社ヲ設立スルコト

ここで注目すべきは、「営団」を設立できない場合、緊急避難的に「重要物資保有」のための「会社」を設立するとされていることである。「(ロ)」。このことについて「重要物資管理営団暫定措置要綱(案)」(八月一日)は、より具体的に次のように記している。⁽⁵⁰⁾

一、暫定貯蔵機関ノ種類

第一案

既存ノ一会社又ハ団体ヲ指定シテ営団設立ニ到ル迄営団保有物資ノ保管ニ当ラシムルモノトス

(イ) 日本鉄鋼原料統制会社

(ロ) 三菱倉庫株式会社

(ハ) 日本貿易振興会社

第二案

左ノ区分ニ依リ物資ヲ分担シテ保有セシムルモノトス

(イ) 鉄鋼類ニ付 日本鉄鋼原料統制会社又ハ鉄鋼関係共販会社

(ロ) 非鉄金属ニ付 帝国鋳業開発株式会社

(ハ) 其ノ他ノ物資ニ付 三菱倉庫株式会社

このことから、会社形態が可能な事業に対して営団を活用しようとする商工省の姿勢が窺える。つまり、商工省は、それまでの営団とは異なり、官民協力の論理を逸脱する形で重要物資管理営団を構想したのである。そして、これらの諸要綱を踏まえて「重要物資管理営団法(案)⁽⁵¹⁾」が作成された。

太平洋戦争開戦直後の一二月一六日、特別室の構想に基づく「物資統制令」が「輸出入品等臨時措置法」に代わる物資統制の基本法規として⁽⁵²⁾「国家総動員法」第八条に基づき公布・施行された。この結果、政府は、物資統制を強力に推進する術を得ることになった。そして、これと密接な関係を持つ重要物資管理営団については、年明けの一九四二年一

月七日に「重要物資管理営団法要綱」が閣議決定され、第七九議会に重要物資管理営団法案が提出された。⁽⁵⁴⁾

この法案は、「戦時二際シ重要物資ノ貯蔵ヲ確保及増強シ竝ニ貯蔵重要物資ノ利用ヲ有効且適正ニナラシムルコト」第一條)を目的とするもので、内地・外地・外国をその対象範囲とした。⁽⁵⁵⁾岸商工大臣は、衆議院本会議で法案の提案理由を次のように述べている。⁽⁵⁶⁾

「・・・是等ノ事業ハ高度ノ国家的性格ヲ具ヘ、且ツ総合運営ヲ必要ト致シマスル關係上、何レモ既存ノ民間機關ニ之ヲ期待スルコトハ不適當デアリマスノデ、茲ニ国家ニ代ツテ強力ニ其ノ使命遂行ニ当ラシムベク、全額政府出資ニ依ル重要物資管理営団ヲ創設致シマシテ、重要物資ノ保有、買入、輸入、売渡等ノ業務ヲ行ハシメントスル次第デアリマス」(傍線部は引用者による)

このことから明らかなように、重要物資管理営団の根底には、「既存ノ民間機關」に国内の重要物資及び占領地を含む海外輸入重要物資の多くを管理させることは、国家的見地から「不適當」であるとの判断があつた。それは、重要物資管理営団が国家経済と密接な關係を持つていたからである。このことについて岸商工大臣は、三月六日に開催された地方長官会議で次のように述べている。⁽⁵⁷⁾

「・・・先づ産業経済の凡ゆる分野に於ける真の総力戦態勢の確立強化が緊要である。政府に於ては国家経済総力の最高度發揮を目指して各般の方策を講じ来つたのであるが、今後更にこれを促進徹底する所存である。・・・以上の如き事情に鑑み、政府に於ては重要物資管理営団法を制定し、物動計画に即応してその貯蔵、配給、管理に万遺憾なきを期せんと致して居る次第である。」

商工省が会社形態を用いることのできる採算事業に対して重要物資管理営団を設立しようとした理由は、まさにこの点にあつたと考えられる。そして、従来の官民協力の論理から逸脱する可能性、つまり私企業の否定に結びつく可能性

を持つこうした重要物資管理営団に対して、私企業の存在を前提とする「各統制会その他の統制団体、会社等の方面」が「非常な関心を持つ」⁽⁵⁸⁾のは、当然の成行きであった。かくして、一月二六日に重要産業統制団体協議会主催の「官民懇談会」が開催される運びとなるのである。⁽⁵⁹⁾平井富三郎商工省総務局物資動員課長は、その席上において、次のように営団を説明している。⁽⁶⁰⁾

「営団と云ふものは現在行はれてゐる、生産・配給・消費統制を完全ならしめる為の機構でありまして、例へば鉄鋼の關係について申しますと、今後鉄鋼材の偏在したものを買ひ上げると云ふ様な場合に、之を営団がやる訳で、すべてを営団が持つ訳ではなく、ただ在庫管理に限定して考へてゐるのであり、従つて営団が保有してゐる鋼材を販売する場合には、これを鉄鋼統制会、乃至鋼材共販会社に渡してしまふのでありまして、原則としては営団が直接その供給をやることと云ふことはやらない立前でありますし、この点に就いてはその他の全物資に關して同様な考へでゐるのであります。」

このように、重要物資管理営団は、限定的な範囲で活用されるにとどまり、私企業と「棲み分け」られるものとされた。⁽⁶¹⁾つまり、ここでは、重要物資管理営団が官民協力の論理の枠内で捉えられてゐるのである。しかし、こうした平井の説明に対して、先の岸商工大臣による重要物資管理営団法案の提案理由は私企業の否定に結びつく可能性をもつものであった。では、両者の説明の齟齬はどのように統合され得るのであるか。平井は『重要物資管理営団解説』のなかで次のように記している。⁽⁶²⁾

「商工大臣も・・・提案理由説明の中で述べて居られる如く、営団の事業は何れも高度の国家的性格を帯び、且各物資を統合して之を運営して行く必要が特に強いのである。事の実質は寧ろ国家が特別会計制度に依り運用するも適當と考へられるので、之を既存の団体に期待するなり、営利法人たる社会組織で運用をして行くよりするこ

とは何れも不適當である。とは云へ、国家の直営とすることは、其の取扱物資の多岐廣汎に互る事情や、買上、売渡等の実務を活発に遂行する必要等に鑑みると必ずしも適切ではないので、茲に全額政府出資に依る営団と云ふ形に依つて官営の本質を保持すると同時に民営の利点を取めんとしたものに外ならぬ。」

平井の説明は、岸の発言を踏まえ「既存の団体」や「営利法人」により運用することを「不適當」であるとする一方、他方で実質的には「国家の直営」(「特別会計制度に依り運用」)が「適當と考へられる」が、実務上「必ずしも適切ではないので」営団に依ることにしたというものである。こうした本来官営形態が適當であるところを敢えて営団にしたという説明が、重要物資管理営団を官民協力の構図の枠内に位置づける論理になっていることは、この説明が「民営」を否定するものではなかったことから明らかである。このことに商工省の「民」に対する配慮を読み取ることも可能であろう。以上のことから、当時の商工省が営団の活用に対するヘゲモニーを確立できない状況にあったことが窺われる。

重要物資管理営団法案は、二月二二日に成立し(二三日公布)、三月五日に施行された。これを受けて三月一四日には、第一回目の重要物資管理営団設立委員会が開催され、営団の設立準備がはじまった。⁽⁶³⁾そして、この動きと並行して政府当局による役員選考が進められ、四月七日付で理事長に住井辰男(三井物産常務、三井造船専務)、副理事長に黒田鴻五(日本貿易会理事総務局長)が任命された。⁽⁶⁴⁾また、この間、省令によって重要物資の範囲が、(イ)金属及びその原料並びに金属製品、(ロ)化学薬品及びその原料、(ハ)工業用原材料及びその製品、(ニ)医薬品、衛生材料、医療機械、(ホ)生活必需品、(ヘ)防空用資材等、と定められた(なお、取扱物資は、戦争遂行に伴い次第に深化・拡充されていった⁽⁶⁵⁾)。かくして重要物資管理営団は、五月二〇日から二ヶ月半にわたり重要物資の第一次買上げを行うことで業務を開始した。⁽⁶⁶⁾

註

- (1) 「緊急対策ノ件」(中村隆英、原朗「資料解説」『現代史資料(43)』みすず書房、一九七〇年、^{lxxiii}頁)。
- (2) 同右。
- (3) 商工省「昭和十六年十二月 特別室立案事項(一) 基本計画」(『生産力拡充計画資料第6巻』現代史料出版、一九九六年) 一頁。特別室では、毎日、執務時間の前後一時間ずつを用いて連絡協議を行い研究が進められた(『朝日』一九四一—七一六)。
- (4) 「緊急対策」については、商工省「昭和十六年十月 特別室立法事項(二) 緊急対策」(『生産力拡充計画資料第6巻』現代史料出版、一九九六年)。
- (5) 同右、三四三—三四四頁。
- (6) 同右、七七—七八頁。八月七日には「戦時設備利用財団(仮称) 法(案)」が作成されている(『国策研究会文書』R番号3639)。
- (7) 前掲「特別室立案事項(一) 基本計画」三頁。なお、以上の立案事項は、省議を経て決定されたものである。
- (8) 商工省特別室は、八月二三日に「一応休止」を決めた際、「緊急対策事務処理二関スル件」を決定した。「緊急対策事務処理二関スル件」については、同右、三—七頁。
- (9) 商工省「昭和十六年十一月 特別室立案事項(三) 法令」(『生産力拡充計画資料第6巻』現代史料出版、一九九六年)。
- (10) 「戦時産業振興財団」は、「緊急対策」中の「戦時設備利用財団要綱」と「未働設備及遊休設備ノ整理活用及維持二関スル対策要綱」を踏まえていると考えられる。
- (11) 「戦時産業振興財団法案要綱」(昭和一六年一〇月七日)と産業設備営団の関係については、前掲『現代史資料(43)』の「資料解説」を参照(^{lxxvi}頁)。なお、これら二つの営団が商工省特別室における構想を契機とするという見方は、原朗「戦時統制」(『日本経済史7 「計画化」と「民主化」』岩波書店、一九八九年) 八五—八六頁などによっている。因みに、商工省特別室生産班は、一九四一年七月二日に「戦時産業営団(仮称) 二関スル件(粗案)」(『国策研究会文書』(R番号3629) という後の産業設備営団に直接連なる構想をたてている。
- (12) 前掲「特別室立案事項(三) 法令」三三—三八頁。

- (13) 同右、三三三頁。
- (14) 同右、三五―三六頁。
- (15) 「産業設備営団の目的と運営」〔『ダイヤモンド』第二九卷第三四号、一九四一年〕二八頁。
- (16) 『朝日』一九四一―二。
- (17) 『朝日』一九四一―二。
- (18) このことに關しては、資料の点から精密な実証を行うことが不可能であるため、諸事実から考えられ得る仮説を示すに止まる。
- (19) 前掲「特別室立案事項(三)」三八頁。
- (20) なお、もう一つの公益法人である「社団法人」を政府が設立することはできない。
- (21) 前掲「特別室立案事項(三)」三四、三六頁。
- (22) 商工省は、九月の時点で、議會開催を待つ余裕がないことから、暫定措置として民法による財団法人を設立しようとしていた〔『朝日』一九四一―九一―一八〕。
- (23) 『朝日』一九四一―二。
- (24) 『朝日』一九四一―二「社説」より示唆を受けた。
- (25) 条文は「政府ハ戦時又ハ事変ニ際シ国家総動員ノ為必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ会社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ払込ニ付制限若ハ禁止ヲ為シ、利益金ノ処分ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ銀行其ノ他金融業務ヲ取扱フ者ニ対シ資金ノ運用ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」である。
- (26) 『朝日』一九四一―二。大蔵省の考えは、金融の独立にあつた。このことは、一月二〇日の貴族院産業設備営団法案委員会において大蔵省の谷口恒二次官が「金融ノ方ハ統一シテ処理ヲシテ行キタイ・・我々ト致シマシテハ之ヲ金融ハ金融ノ方デ統一シテ、専ラ物的ノ方ヲ営団ニ受持タシテハ其ノ仕事ノ範圍ガ比較的簡單デ仕事モ却テヤリヨイノデハナイカトヤスルト云フコトモナクテ済ミマシテ、営団トシテハ其ノ仕事ノ範圍ガ比較的簡單デ仕事モ却テヤリヨイノデハナイカト云フヤウニ考ヘルノデアリマス」と述べていることから確認できる〔『帝國議會貴族院委員会速記録 昭和編99』東大出版会、一九九八年、三〇二頁〕。因みに金融については、第七九議會を経て一九四二年四月に「戦時金融金庫」が設立され

- た。
- (27) 『朝日』一九四一—二二夕。
- (28) 公文類聚2A—12—1類2528。なお、「時局ノ緊迫化」に関して情報局が発表した「産業設備営団設置要綱」は、「国防国家の基本的要請たる自給経済態勢の急速なる確立のため、帝国は過去一切の物的蓄積資本を挙げて産業の再編成を行ひ、国家総力の發揮に遺憾なきを期せざるべからず」(『朝日』一九四一—二二夕)と記している。
- (29) 『朝日』一九四一—二二夕。
- (30) 『朝日』一九四一—二二「社説」。なお、原は、「民有民営の統制会とならんで、官有官営の営団が組織され」たと産業設備営団等を説明しているが(原朗『日本経済史』放送大学教育振興会、一九九五年、一二二頁)、ここでは「国有民営」と説明されている(『産業設備営団の内容』『朝日』一六一—一二三)。なお、神田進商工省総務局長も「国有民営」と位置づけている(神田進『産業設備営団について』工業組合中央会『産業設備営団と企業許可令』一九四二年、六頁)。
- (31) 『帝国議会議院委員會議録 昭和編 133』(東大出版会、一九九八年)二八七頁。
- (32) 岸は、同委員会において提案理由を説明した際、「……是等国家緊要産業ノ中ニハ、企業トシテノ危険性相当高キ等ノ事由ニ依リマシテ、其ノ設備ノ建設又ハ維持ヲ一般事業者ニ期待スルコトガ著シク困難ナルモノガ甚少クナイノデアリマシテ、此ノ種ノ設備ノ建設ニ付マシテハ、国家トシテ新タニ積極的ナル施設援助ヲ行フコトガ現下ノ急務ナリト考フルノデアリマス」(傍線部は引用者による)と述べている(同右、二三三頁)。
- (33) 「産業設備営団に関する官民懇談会要録」(重要産業統制団体協議会『産業設備営団解説』新経済社、一九四二年)四六頁。
- (34) 同右、四八頁。
- (35) 産業設備営団法は、一月二五日に公布され、二月五日より施行された。
- (36) 詳細については、前掲「産業設備営団に関する官民懇談会要録」。
- (37) 『朝日』一九四一—二三。
- (38) 前掲「産業設備営団に関する官民懇談会要録」四八一—四九頁。
- (39) 同右、五六—五七頁。

(40) 藤原は、後日、総裁として、産業設備営団が遊休設備を持つ事業者救済の側面を持つことを次のように述べている。すなわち、遊休設備について産業設備営団が「機械なら機械の値段で買ふ。設備は設備の値段で買ふ。さうすると屑鉄の値段よりは、非常に高いものになる。当業者はそれだけ助かる。」(藤原銀次郎「大東亜戦と産業設備営団の運用」『ダイヤモンド』第三十巻第五号、一九四二年) 四九頁。

(41) 岸商工大臣は、衆議院「産業設備営団法案委員会」において「私ノ考ヘヲ率直ニ申上ゲマスルト、国策会社其ノ他斯ウ云フモノガ出来マシタ際ニ、唯役人ガ天降り式ニ之ニ行ツテドウスルト云フヤウナ事柄ニ付テハ、私ハ其ノ点ヲ根本的ニ改ムベキモノデアツテ、是等ノ機関ガ本当ニ其ノ使命ヲ果ス為ニハ之ニ最モ適当ナ人ヲ廣ク天下ニ求メテ、其ノ人ニ出来ルダケ信頼シテ仕事ヲシテ貰フト云フ事柄ガ宜ノデアツテ、何ヨリモ人選其ノモノガ今マデノモノガ間違ッテ居ルノデハナイカ」と述べている(『帝国議会衆議院委員会議録 昭和編 133』(東大出版会、一九九八年) 二八九頁)。

(42) 『朝日』一九四一―一九四二は、「大臣級の大物で特に産業界の実情に明く、しかも大胆にして細心なる手腕家といふ意味において藤原氏の出馬を慥慥した」と記している。その後、総裁である藤原銀次郎が国務大臣に就任したことで、一九四三年一月二〇日に副総裁の広瀬久忠が総裁に昇格した(副総裁には理事の金子喜代太が昇格)。広瀬は、三重・埼玉県の知事、厚生次官、平沼内閣の厚相、米内内閣の法制局長官等を歴任し、金子は、浅野セメント系列の各会社の重役をしてきた人物であった(『朝日』一九四三―一九四四)。

(43) 『朝日』一九四一―一九四二。役員の正式な発令は、二月二六日になされた。詳細については、『朝日』一九四一―一九四二。

(44) 詳細は、『朝日』一九四一―一九四二。

(45) 前掲「特別室立案事項(二)緊急対策」三四〇頁。「重要物資管理営団令要綱」(一九四一年七月二二日)については、『国策研究会文書』(R番号2117)。これは、「重要物資管理営団要綱」(前掲「特別室立案事項(二)緊急対策」と同一内容)である。

(46) 同右、三四三―三四四頁。

(47) 同右、三四〇頁。なお、『国策研究会文書』にも所収されている(R番号3617)。

(48) 五項目とは、(一)営団ノ組織、(二)営団ノ事業、(三)営団ノ権限、(四)営団ニ関スル監督及補助、(五)営団ノ設立

順序、である。こうした文脈に位置づけられた重要物資管理営団には、「緊迫セル国際情勢ニ対処」するため、大東亜共栄圏における自給自足経済体制を確立するという目的が付与されていたと考えられる。その意味で、重要物資管理営団と産業設備営団は、同一の文脈から出てきたものといえる(『朝日』一九四二—一八から示唆を受けた)。

(49) 前掲「特別室立案事項(二)緊急対策」三四一頁。
(50) 同右、三五二—三五三頁。

(51) 前掲「特別室立案事項(三)法令」五一—五七頁。

(52) 原、前掲「戦時統制」八六頁。

(53) 『商工行政史下巻』(商工行政史研究会、一九五五年)三〇二頁から示唆を得た。

(54) 『朝日』一九四二—一八。この要綱は、重要物資管理営団を「戦時経済運行の完徹を図るが為重要物資の貯蔵の確保増強及その高度効率發揮を為すことを目的とする」ものと位置づけていた。なお、『朝日』一九四二—一八は、「貯蔵の確保より、むしろその増強に重きをおく方針である」としている。

(55) 一月二八日の衆議院国民更生金庫法中改正法律案外四件委員会における馬場元治(翼同)の質問に対する岸商工大臣の答弁(『帝国議会衆議院委員会議録 昭和編 137』東大出版会、一九九八年、二三九頁)。

(56) 『帝国議会衆議院議事連記録 77』(東大出版会、一九八五年)七一頁。

(57) 岸信介、矢次一夫、伊藤隆「岸信介の回想」(文芸春秋、一九八一年)二九八—二九九頁。

(58) 「重要物資管理営団に関する官民懇談会(要録)」重要産業統制団体協議会主催(昭和十七年一月二十六日) 平井富三郎(重要産業統制団体協議会編)『重要物資管理営団解説』(新経済社、一九四二年)四三頁。

(59) 出席者は次のようである。(官庁側) 平井富三郎(商工省総務局物資動員課長) 永山時雄(同事務官) 齊藤正年(同事務官)(民間側) 阿部重兵衛(日本貿易会東亜局長) 朝倉守八(日本ゴム専務取締役) 内田武男(日本貿易振興協会企画部長) 梅田馨(三菱重工業業務課) 小田光伴(日本倉庫業会理事) 杉村廣蔵(日本貿易会企画部長) 高橋一郎(セメント統制会資材部長) 永野重雄(鉄鋼統制会原料部長) 中村洋(鉱山統制会企画課長) 吉田佳雄(造船統制会参事) 渡邊政人(鉄鋼統制会配給部長)(主催者側(重要産業統制団体協議会事務局)) 帆足計(書記長) 仲矢虎夫(企画部長) 郷司浩平(調査部長)

- (60) 前掲「重要物資管理営団に関する官民懇談会（要録）」五五―五六頁。
- (61) 官民懇談会が開催された一九四二年一月二六日に岸商工大臣は、衆議院委員会で重要物資管理営団法案の提案理由説明を行っている。ここで岸は「既存ノ民間機関ニ之ヲ期待スルコトハ至難ナルモノガアリマスノデ」と述べ、本会議での提案理由説明の際に用いた「不適切デアリマス」から「至難ナルモノガアリマス」へと表現をかえている。官民懇談会に合わせるかのように表現をかえていることは非常に興味深い。『帝國議會衆議院委員會議録 昭和編137』（東大出版会、一九四八年）三五―四頁。
- (62) 平井、前掲『重要物資管理営団解説』二二〇頁。
- (63) 『朝日』一九四二―三一―一五。委員長は、商工大臣の岸信介。設立委員会の名簿については、『国策研究会文書』（R番号125）。
- (64) 詳細については、『朝日』一九四二―四―一八。
- (65) たとえば『朝日』一九四二―七―一一。このことは、省令によって営団の実質的意味が確保されていたと読み取ることもできる。取扱物資については、四月四日「重要物資管理営団法ノ施行ニ関スル件」（商工、厚生省令第一号）によって定められた。詳細については、前掲『商工行政史下巻』三〇二―三〇三頁。
- (66) 同右『商工行政史下巻』三〇三頁。

第二節 農林省における営団の活用

一、配給面における機構整備の必要性

本節で論じる食糧営団は、第三章第三節で述べた農地開発営団と密接な関わりをもつものである。それは、農地開発

営団が「食糧増産政策」の手法であったのに対し、食糧営団は「食糧統制政策」の手法という関係にあったからである。⁽¹⁾
 「食糧統制政策」について清水洋二は、食糧需給動向と関連づけつつ、次の四期に分けている。⁽²⁾それは、一九三九年度から四二年度の「戦時食糧統制政策の形成期」(第一期)、一九四三年度から四五年度の「戦時食糧統制政策の強化期」(第二期)、一九四六年度から四八年度の「戦後食糧危機の展開期」(第三期)、一九四九年度からの「食糧統制政策の緩和期」(第四期)、である。この区分に従うならば、一九四二年に誕生した食糧営団は、第一期「戦時食糧統制政策の形成期」にあたる。

第一期は、一九三九年に起きた西日本と朝鮮の早魃を契機にはじまった。⁽³⁾早魃による供給量の減少が、従来の需給バランスを崩し、⁽⁴⁾需要超過となつて米価を上昇させたのである。こうした状況を受けて政府は、一九三九年八月に「米穀配給統制法」⁽⁵⁾第四条に則り米穀販売価格の上限を設定し、⁽⁶⁾一月六日の「米穀の配給統制に関する応急措置に関する農林省令」に基づき米穀の買上げを行った。⁽⁷⁾さらに、政府は、「国家総動員法」に基づき農林省令「臨時米穀配給統制規則」(一九四〇年八月二〇日)によつて米穀の「集荷」ルートを設定し、「輸出入品等臨時措置法」(以下、「輸出入品等臨時措置法」と略す)に基づき農林省令「米穀管理規則」(一九四〇年一〇月二四日)によつて自家消費以外の米穀を強制的に供出させようとした。⁽⁸⁾こうして集荷面における機構整備は、着々と進んでいった。⁽⁹⁾しかし、配給面の機構整備は遅れた。⁽¹⁰⁾米穀配給が六大都市を対象とする米穀配給通帳制(一日一人当り二合三勺)として実施されることになるのは、ようやく一九四一年四月一日からのことであつた。こうしたなかで食糧事情は、「内地、朝鮮、台湾に生産した米穀を以てしては到底日本全体の需要を満たすことは出来な」という状況に立ち至つた。⁽¹¹⁾かくして、政府内部で、総合配給の必要性、そのための一元的な配給機関の必要性が認識されることになつたのである。⁽¹²⁾

総合配給機構の構想は、企画院と農林省からそれぞれ持ち上がった。以下、本項では、両者の構想の歩みを跡付けていくことにしたい。

まず、企画院の構想である。企画院は、一九四一年七月一五日に「戦時食糧政策確立要綱（試案）⁽¹³⁾」を作成した。これは、日滿支の食糧事情を踏まえ「国防国家建設上不可欠ノ前提条件タル食糧ノ供給確保ヲ図ラントス」るもので、その「根本対策」として、（一）「日滿支食糧増産年次計画ノ確立」、（二）「重要肥料ノ増産確保」、（三）「一元集荷配給機構ノ確立」、が掲げられた。このうち「(三)」は、次のように記されている。⁽¹⁴⁾

「米麦其ノ他主要食糧ノ一元集荷配給機構ノ確立ヲ図ル為道府県並ニ市町村（外地ニ在リテハ之ニ準ズルモノトシ大都市ニ在リテハ区トス以下同ジ）ニ食糧管理公社ヲ設立セシム」

この文書によると「食糧管理公社」は、「国家総動員法」⁽¹⁵⁾ 第一八条に基づく法人で、「食糧生産者又ハ其ノ団体」と「食糧配給業者又ハ其ノ団体」から組織され、政府の指揮監督下で「食糧ノ買入及売渡」と「食糧ノ保管、貯蔵、加工並ニ運搬」を行うとされた。

八月一日になると企画院は、「食糧管理院ノ構成」⁽¹⁶⁾ を作成した。そして、翌二日の「食糧管理院官制（案）」⁽¹⁷⁾ において「食糧管理院」の概要が示された。それによると「食糧管理院」は、「内閣総理大臣ノ管理ニ属シ」、（一）「食糧ノ需給交流計画ノ設定」、（二）「米麦等主要食糧ノ買入及売渡等需給ノ管理統制」、（三）「主要食糧ノ価格」、（四）「食糧ノ生産、消費、移動及現在高ノ調査」、（五）「食糧農産物ノ検査」、（六）「各庁ノ食糧ニ関係スル行政事務ノ統一保持」⁽¹⁸⁾、に關する事務を掌ることとされた。そして、総裁は、警視總監・北海道庁長官・府県知事らと同列に位置づけられた。⁽¹⁸⁾

以上のように企画院の構想は、国家総動員法に基づく「公社」、あるいは純然たる政府機関となって現れた。これは、企画院が集荷・配給など食糧管理全体を、政府の強力なコントロールの下で実現しようと考えていたことを示している。次に、農林省の構想である。⁽¹⁹⁾ 農林省では、一九四一年秋ごろから企画課を中心に「食糧配給公社令案」の検討がはじまった。⁽²⁰⁾ これは、国家総動員法を根拠とする勅令によつて「食糧配給公社」を設立し、一元的配給（配給統制）を実施しようというものであった。⁽²²⁾ 農林省は、公社令案の作成と並行して、物資流通上の保安に携わる内務省経済保安課と、物流の企画立案を行う企画院第四部に根回しを行った。⁽²⁴⁾ しかし、この過程で企画院第四部は、農林省の構想と著しく異なる「生活必需物資公社令案」を農林省に提示してきた。農林省による「食糧配給公社令案」が米や麦といった主要食糧を対象とする案であったのに対し、企画院による「生活必需物資公社令案」は「薬と水を除いておよそ人間の口に入るものは主食以外の野菜でも魚でも全部総合配給の対象にしようとするドラスティクな案」⁽²⁵⁾ であつた。⁽²⁶⁾ かくして、企画院と農林省の間で激論が交わされることとなつた。

農林省は、総合配給の実効性確保、既存企業の廃止統合問題、非常時から平時へ復帰する際の問題、という観点から企画院案に反対した。農林省案では、実効性と平時復帰を考慮して配給の対象を主要食糧に限定していたのである。⁽²⁷⁾ そして、農林省は、一九四一年一〇月一〇日の省議において企画院案を「殲滅」⁽²⁸⁾ した。⁽²⁹⁾ つまり、企画院案の拒否を決定したのである。翌一日の『朝日新聞』には、次のような記事が掲載された。⁽²⁹⁾

「農林省では……現在の米穀商業組合を改組して、営団もしくは公社の如き公共的団体たらしめる方針に決し、少くとも六大都市および関門地方の如き重要防空都市および中央に食糧公社（仮称）を設立させることとなつた模様である、すなはち現在の米穀配給機構はいまだ営利的な部面を清算し切れぬため、一朝有事の際米麦などの配給が的確を缺くがごときと⁽³⁰⁾があらば由々しき重大事であるので、これを公共的な特殊法人に改組し、国家の代

行機関化する」

かくして、一〇月一三日から農林省と法制局との間で「食糧配給公社令要綱」についての審議がはじまった。農林省の構想が実現に向かつて動きだしたのである。農林省内では、こうした動きと並行して戦時食糧「専売」体制を確立することで、政府が独占的に集荷と配給を行うべきであるとの意見が見られるようになった。そして、この考え方も盛り込んで「食糧管理法案」が作成された。⁽³⁰⁾

食糧管理法の実現に向けた動きは、一二月八日にはじまった太平洋戦争によって加速されることとなった。⁽³¹⁾ すなわち、農林省は、翌一九四二年一月二日に内務省の橋本経済保安課長と企画院第四部の平田第三課長に法案説明を行い、法案は、翌日（一月三日）から法制局の審査に入ったのである。⁽³²⁾ しかし、法制局は、食糧管理法に難色を示した。⁽³³⁾ それは、食糧管理法の目指す集荷統制と配給統制の強化が、既存の制度を活用することによって達成できるからである。すなわち、集荷統制の強化は各種既存の法令で、配給統制の強化は国家総動員法に基づく勅令により「食糧配給公社」を設立することで実現可能なのである。こうした法制局による立法技術論からの反対に対し、農林省は、食糧管理法の制定に固執した。農林省は、戦時下という非常時において、閣議決定による勅令ではなく、議会を通じて国民に協力を要請するという「立法技術論を超えた高度の政治的配慮」が必要だと考えていたからである。⁽³⁴⁾ 太平洋戦争を食糧戦争と見ていた農林省にとって食糧管理法は、国民に協力を求めるための政治的デモンストレーションとしての意味があったのである。⁽³⁵⁾

一月六日に閣議決定された「食糧管理法案要綱」は、(一)「食糧管理の強化」、(二)「総合配給制度の確立並に消費規正の徹底」、(三)「非常時用食糧の貯蔵」⁽³⁶⁾、(四)「米穀関係法規の整理」、の四項目からなり、集荷統制については「(一)」で、配給統制については「(二)」で言及された。⁽³⁷⁾ このうち「(二)」では、主要食糧の配給統制を「公共的機関としての

食糧公社」によって行うことが明記された。具体的には、食糧公社を中央食糧公社と道府県食糧公社に分け、それぞれの設立に際しては、関係する国策会社、関係会社、その他関係指導団体を統合することになった。中央と地方の食糧会社については、それぞれ次のように説明された。まず中央食糧公社は、主要食糧の全国的総合配給機関と位置づけられ、同時に非常時用貯蔵食糧の一元貯蔵を行う機関とされた。これに対して道府県食糧公社は、道府県内の主要食糧を総合的に配給するとともに必要な加工製造業を営む機関とされた。

食糧管理法案は、一月二三日に第七九議會へ上程された⁽³⁸⁾。法案では、主要食糧の配給機構が「食糧公社」から「食糧営団」に名称変更されていた⁽³⁹⁾。その後、法案は衆議院、貴族院を無修正で通過し、二月一二日に可決・成立した（二一日に公布）。かくして、食糧営団の誕生がいよいよ現実のものとなったのである。

三・食糧営団の誕生

第七九議會で食糧管理法が可決・成立したのを受けて農林省は、施行令の準備をはじめた。施行令は、六月一九日に閣議決定され⁽⁴⁰⁾、二三日に公布された。食糧営団の具体的な姿は、この施行令において明らかになった。ここでは、食糧営団の設立方針が次のように記されている⁽⁴¹⁾。

- (一) 中央食糧営団へ統合予定の法人は、日本米穀株式会社、全国製粉配給株式会社の二国策会社と全国米穀商業組合連合会、日本製麦工業組合連合会、日本製麵工業組合連合会の三団体⁽⁴²⁾。
- (二) 統合予定の法人の株式または出資に対する中央食糧営団の引当方法については、勅令によって具体的に割合

を決めることはせず、それぞれの法人の財産を評価した上で決定する。評価の為に必要な委員会および設立委員は、本法施行直後に発表する予定。

(三) 地方食糧営団へ統合予定の法人の範囲は、地方長官が指定する米麦・小麦粉・麵類等の配給事業を行う道府県商業組合または連合会、精米・精麦・製粉製麵等の事業を行う道府県工業組合または連合会等であるが、具体的方針は近く関係各方面に指示する予定。

(四) 中央食糧営団は、概ね農地開発営団に関する規定を準用する。地方食糧営団には概ね中央食糧営団に関する規定を準用する。

(五) 中央食糧営団へ出資した関係業者への配分割当、地方食糧営団の関係業者統合の方法、実績補償の取扱い等についての方針は、法文上に現れていないが、別途近く関係各方面に指示する予定。

なお、食糧営団の取り扱う主要食糧は、米麦・雑穀・穀粉・甘薯・馬鈴薯及びその加工品・麵類・パンのなかから、別途、具体的に指定されることになった。

この施行令は、六月二七日に公布された「食糧管理法施行規則」とともに七月一日から実施された⁽⁴³⁾。こうして、食糧営団の設立準備が本格化することとなった。中央食糧営団の設立準備は、七月一三日に農林省が設立委員として官民代表者四〇名を任命することではじまり（委員長・井野農林大臣⁽⁴⁴⁾）、二三日と二四日の設立委員会で定款、設立趣意書、事業目論見書および収支計算書案が決定された。そして、二五日には、井野委員長から申請されていた定款が農林省において認可された⁽⁴⁵⁾。

この間、七月一六日には、農相官邸で全国経済部長会議が開催され、食糧管理法の運用方法と、中央・地方の食糧方

針について確認がなされた。この席上において、田中啓一食糧管理局第一部長は、(一) 営団の取扱物資⁽⁴⁶⁾、(二) 製造加工業の取扱⁽⁴⁷⁾、(三) 購買商業組合の取扱⁽⁴⁸⁾、(四) 転廃業に関する措置⁽⁴⁹⁾、に関する詳細な指示を行った⁽⁵⁰⁾。この会議には、設立の際に予想される実務上の混乱を避けるという意味合いがあった。

地方食糧営団の設立については、東京・神奈川・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡の七府県が同一歩調をとって行動した。すなわち、八月八日に七府県の主務課長等が参集し、田中食糧管理局第一部長等と打ち合わせを行い、一〇月中旬までにそれぞれの地方において食糧営団を誕生させることを決めたのである⁽⁵¹⁾。

八月下旬になると中央食糧営団総裁として阿部壽準(元農林次官、日本輸出農産物社長)の就任が決まった⁽⁵²⁾。こうして九月一日に、中央食糧営団が誕生した。そして、これに伴い、日本米穀株式会社・全国精粉配給株式会社・全国米穀商業組合連合会・日本精麦工業組合連合会・日本製麺工業組合連合会は解散した。

こうした動きを受けて地方食糧営団の設立準備も本格化していった。九月三日には、東京をはじめとする関東・中部・北陸の一〇府県主管課長が、田中食糧管理局第一部長等と打ち合わせを行い、取扱食糧の範囲、産組の委託加工に対する措置、営団の機構、役員並に出資割当、配給機構の整備、転廃業に対する実績補償など、設立に関する諸問題について協議をしているのである⁽⁵³⁾。一〇月に入ると各府県当局は、地方食糧営団理事長を決定しはじめた⁽⁵⁴⁾。そして、一〇月一〇日に東京府食糧営団が誕生した⁽⁵⁵⁾。これを皮切りに一月から一二月にかけて、全国各地で地方食糧営団が誕生することとなった。地方食糧営団は、主要食糧の配給、加工、製造にあたる会社、組合等をほとんど全て統合することにより設立された。また、資本については、中央食糧営団が半額出資し、残り(半額)を地方の統合団体が出資した⁽⁵⁶⁾。こうした食糧営団の設立によって、米穀統制法・米穀自治管理法・米穀配給統制法は廃止され、自営業者であった米穀販売業者はすべて食糧営団のもとでの一俸給生活者となったのである⁽⁵⁷⁾。

以上のような経緯を経て食糧営団は誕生した。では、農林省において、食糧営団はどのような行政手法として捉えられていたのだろうか。

先に述べたように食糧営団を必要とする背景には、それまでバラバラになされてきた主要食糧の配給を、政府で、独占的に行わなければならないという農林省の認識があった。それ故に、非営利の新たな配給機構として営団を設けることになった。田中啓一食糧管理局第一部長は、中央食糧営団について次のような説明をしている。⁵⁸⁾

「しかし『腹が減つては戦に勝てない。』そこで国民の命の糧、生活必需物資だけは足りないながらも、しつかりと確保して公平確実に分配しようといふのです。しかし従来のまゝの配給機構では利益のあるところへものが流れて、国家がもつてゆかうとするところへ流れない。そこで利潤追求といふ営利主義を廃して、少ないながらも公平に配給しようといふ食糧配給の公益性を持つた全く新しい性格の食糧営団といふ組織が必要になつたのです。先づ大ざつばにいふと米、麦、甘薯、馬鈴薯、雑穀などの主要食糧を一元的に総合配給しようといふのです。一体今までは米食に依存しすぎてゐた内地で考へても米作の適地には限度があるが、麦は米よりは増産の見込みがあり、甘薯、馬鈴薯は更にもつと有望である。そこで米の足りないところは麦、麦の不足は芋で補つて総合的に配給しようといふのです。」

このように食糧営団は、「利潤追求といふ営利主義を廃し・・・公益性を持つた」組織と位置づけられた。この点に着目するならば、食糧営団は、営利を基調とする私企業の否定に繋がるという意味で、それまでの官民協力の論理から逸脱する可能性を持つたものであったといえる。しかし、食糧営団を必要とするそもその理由が政府による配給過程の独占であったことを想起するならば、それを「官庁企業」ではなく、敢えて「営団」によつて行おうとしていることに、官民協力の論理の枠内で食糧営団を設立しようとする農林省の姿勢を読み取ることが可能である。このことは、農林省

が「営団」ではなく「公社」という名称にこだわったことから確認することができる。田中啓一食糧管理局第一部長は、次のように述べている。⁽⁵⁹⁾

「食糧営団と云ふ名前を使つたのでありますが、是は現在の商業組合を衣替へをするのでありまして・・・普通組合から段々高度の統制にもつて来るのは、御存知の通り統制会のやうな風にもつて来ることもあるのでありますが、それよりももう一つの単一組織にしよう、斯う云ふことで、此の食糧営団を作つたのであります。構成分子は現在の商業組合を構成して居る個々の商人と云ふことであります。でありますから営団の名に相応しくないやうにも思ひまして、寧ろ私共は公社と云ふやうな、人を基とするやうな意味の字を使ふ方が宜くはないかと云ふことも主張致したのであります。兎も角冷や、かに法律の字句、制度といふものから眺めますと、営団とは法制上区別は出来ないやうに思はれましたので、営団と云ふことになつたのであります。でありますから私共は飽迄も此の従来の商人と云ふものを基礎にして、是に非常に高度な組織を与へて行く・・・」

このように「公社」には、私企業の否定でなく、むしろ私企業に基礎におくという意味合いがあつた。⁽⁶⁰⁾同様のことは、中央食糧営団の設立に伴い解散した業界団体の一つである全国米穀商業組合連合会が作成した『食糧営団読本』においても見ることができ⁽⁶¹⁾る。

「食糧営団制は米穀業者の今日の実態を把握して之を法制化したものであつて、偶々法的技術に於て、その形態が既存の営団制度と合致せるにすぎないのであつて、此の事はその名称が当初『公社』であつた点に鑑みても明らかであろう。」

当時の米穀業者は、個人での販売米の入手が困難になるなか、共倒れを防ぐために、商業組合を結成し、共同購入、共同精米、共同販売を行つて⁽⁶²⁾いた。こうした米穀業者の実態を踏まえた「公社」を基礎に形成された食糧営団もまた、

註

- (1) 清水、前掲書、三三八―三四一頁。
- (2) 同右、三三八頁。
- (3) 日中戦争は、食糧統制の直接的な契機でなかった(同右、三三二頁)。
- (4) 同右、三三三頁。
- (5) 一九三九年四月一日法律第八一号。これにより政府は、米穀市場に対する直接統制が可能となった。なお、この法律に基づき「日本米穀株式会社」が設立された(後に中央食糧営団に統合)。
- (6) 一九三九年八月二六日より施行されたが、早くも一二月に改定された。
- (7) 参議院農林委員会「主食供出制度法制化までの推移(未定稿)」(昭和二十五年十一月)二―三頁。東京大学占領体制研究会資料。
- (8) 村田豊三「食管法はこうしてできた」寺山義雄『続 あの時 この人』(楽游書房、一九八五年)を参考にした。以下、「村田①」と略す。
- (9) 麦について政府は、「生活必需品物資統制令」(一九四一年四月一日)に基づく農林省令「麦類配給統制規則」(一九四一年六月九日)によって強制買上げを行った。なお、「生活必需品物資統制令」は、「国家総動員法」に基づいて公布された。また、芋類については「生活必需品物資統制令」に基づく農林省令「芋類配給統制規則」(一九四一年八月二〇日)によつた。
- (10) こうした視点は、村田豊三「法案作成の頃」(『食糧管理法四十周年記念誌』食糧管理法四十周年記念会、一九八二年)二一九―二二〇頁から示唆を得た。以下、「村田②」と略す。
- (11) 遠藤三郎『食糧管理と食糧営団』(週刊産業社、一九四二年)八頁。近年の研究では、これとは異なった見方が出されている。たとえば、清水前掲論文は「……従来の需給構造すなわち内地米の不足を植民地米の移入で補う構造……を維

- 持できなくなる・・・しかしながら、この時期には不足分を仏印・タイ・ビルマ等からの輸入米で補充することがまだ可能であった・・・」(三三三—三三四頁)と述べている。しかしながら、ここでは同時代の文脈のなかで食糧管理法を概観することを目指したため、食糧管理法が成立した年に執筆された『食糧管理と食糧営団』の記述に従った。
- (12) 「村田②」一二〇頁。以上にみた食糧政策の変遷については、中央食糧営団企画局調査部『食糧日誌(自昭和十二年七月至同十八年六月)』(一九四三年)が、年表風に記している。
- (13) 『国策研究会文書』(R番号6757)。
- (14) これに続く文言は「但シ市町村ニ在リテハ既存ノ適當団体ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルモノトス」である。
- (15) 第一八条は「政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ係リ・・・団体又ハ会社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得」とある。なお、一八条の関係法規については、『国家総動員法 第4巻』(日本図書センター、一九八九年)が詳しい。
- (16) 『国策研究会文書』(R番号6756)。
- (17) 『国策研究会文書』(R番号6754)。
- (18) 「食糧管理院ノ構成」(『国策研究会文書』R番号6756)。
- (19) 以下については、主に、「村田①」「村田②」を参照した。村田豊三氏は、後述の公社令案、食糧管理法(食糧営団の根拠法)の作成に直接関わったこの件についてのキーパーソンである。なお、筆者は、一九九七年一月九日に学士会館において村田氏にインタビューを行い、上記参照文献の記述内容の確認及び経緯について様々なお話を伺うことができた(ただし、日記については、その性質上、原文の参照をお許しただけなかった)。インタビューを快くお引受下さった村田氏に深く感謝いたします。
- (20) 「村田②」一二〇頁。
- (21) この背景には、「国家総動員法」に基づく方が設立しやすいという現実的な認識があったという(村田氏へのインタビュー)。
- (22) この構想では、集荷統制が対象から外されていた。これは、先に述べたように、既に集荷統制が他の制度によって実施されていたからである。
- (23) 第四部部长は、農林省総務局長の周東英雄が出向していた。

- (24) 村田氏へのインタビュ。
- (25) 「村田②」二二〇頁。
- (26) 企画院は、農林省案を「生ぬるい」と見たのである(村田氏へのインタビュ)。
- (27) 「村田②」二二〇頁。
- (28) 省議に出席した村田豊三は、当日の日記に「次官室で企画院案殲滅。我等の案勝つ」と記している(「村田①」四五頁)。日記の内容については、インタビュにおいて再確認した。「殲滅」できたのは、農林省側に案があったからだという(村田氏へのインタビュ)。
- (29) 『朝日』一六一〇一一。なお、同日の『朝日新聞』夕刊には、「現在の日本米穀会社および全米商連等一連の食糧関係機関を統合、強力な食糧営団(仮称)ともいふべき機関を設立する計画が目下進められている(傍点部は引用者による)との記事が掲載されている。このことから食糧「公社」と食糧「営団」が区別なく用いられていることがわかる。
- (30) 「食糧管理法」という言葉が村田豊三の日記のなかにはじめて登場したのは、一九四一年一月二九日(土曜日)のことである。そこには「食糧管理法案作りのため熱海へ。昼前山王ホテルに到着、直ちに法案審議。」と記されている(「村田②」二二二頁)。なお、村田は、食糧管理法について「それはだれがいつ言い出したかのか記憶がない」(「村田①」四五頁)と述べている。
- (31) 太平洋戦争によって農林省首脳部の腹は固まった(「村田②」二二二頁)。
- (32) 同右、二二二頁。
- (33) 以下については、同右、二二二頁。
- (34) 同右、二二二頁。
- (35) 村田氏へのインタビュ。
- (36) 一九四一年一月一日付『朝日新聞』が「か、る貯蔵は業者をして行はしめるより、食糧貯蔵営団の如き特殊組織をして行はしめる方がより適切であるので、農林省は総務局、食品局を中心にその具体策を考究中である」(傍点部は引用者による)と記していたように、早くから施策の必要が認識されていた。
- (37) 『朝日』一九四二一一八。

- (38) 井野農林大臣は、食糧管理法の提案理由を、(一) 主要食糧の国家管理体制を強化、(二) 主要食糧の配給機構の整備、(三) 非常用食糧の貯蔵、としていた。
- (39) 「公社」「営団」といった名称のあり方は、組織体そのものに何ら影響を与えるものではなかった(村田氏へのインタビュー)。
- (40) 『朝日』一九四二一六二〇夕。
- (41) 「食糧営団に関する規定」の項を整理した(『朝日』一九四二一六二二四)。
- (42) 一月二四日に開催された衆議院「米穀需給調節特別会計法中改正法律案委員会」において湯河元威食糧管理局長官は、中央食糧営団へ統合予定の国策会社、団体を明言していた。その内容は、施行令のものと全く同じである(『帝国議会衆議院委員会議録 昭和編 136』東大出版会、一九九八年、一三二頁)。
- (43) ただし、主要食糧検査規定を除く。
- (44) 設立委員の詳細は、『朝日』一九四二一七一四。
- (45) 『朝日』一九四二一七一五。
- (46) 取扱物資は、米穀・麦類・精麦・小麦粉・乾麺・乾パン・甘薯・馬鈴薯の澱粉および粉の七種である。甘薯・馬鈴薯は原則として取扱はない。パンは地方事情に応じて営団あるいは従来への配給系統を活用していくことになった。
- (47) 製造加工業者と道府県工業組合は営団設立後も存置し、営団の統制下で事業を営ませる。
- (48) 地方の実情を検査の上、必要とあれば地方営団の配給代行機関として存続できる。
- (49) 営団を設立することにより生じた転廃業者に対して実績補償を行う。
- (50) 『朝日』一九四二一七一七。
- (51) 『朝日』一九四二一八一八。
- (52) 中央食糧営団総裁には、農林省と表裏一体の関係にたつ大臣級の大物を据える必要があると考えられた。こうしたなかで、農相経験者の山崎達之輔・有馬頼寧・石黒忠篤の名前が挙がっていた(『朝日』一九四二一七一八、八一二九)。また理事には、日本米穀会社理事の藤田国之助、同・田淵敬治、全国製粉常務理事横山敬教等が内定し、それぞれ総務、企画、第一業務、第二業務、經理の五局長(但し、総務と第一業務局は兼務)に就任することになった(『朝日』一七一八一、二九)。

- (53) 『朝日』一九四二—一九一四。
- (54) 東京では宮城県知事林信夫、大阪では三重県知事野與太郎が就任することとなった(『朝日』一九四二—一〇一七)。
- (55) 『朝日』一九四二—一〇一。
- (56) 東京府食糧営団の場合、資本金は一二〇〇万円、その内訳は中央食糧営団が六〇〇万円、受命法人の東京府米穀商業組合・東京府米糠商業組合・東京製薬工品販売統制会社・東京府小麦粉卸商業組合・東京府食パン販売統制会社・東京府乾麵配給会社・副産穀類会社の七会社が六〇〇万円であった。詳細については、豊浦浅吉「東京都食糧営団の配給機構」(『食糧経済』第九卷第一〇号、一九四三年)三六一—三九頁。
- (57) つまり、米屋は食糧営団の構成員となったのである。当時の新聞には、民衆を不安にさせないための記事が散見される。たとえば、『朝日』一九四二—一〇一〇、一九四二—一〇一八など。
- (58) 『朝日』一九四二—一九九。読み易さの点から一部句読点を付した。
- (59) 「第三十三回商業工業連合部会記録」(農林省食糧管理局第一部長田中啓一殿講話)——(一九四二年)三九—四一頁(東京商工会議所所蔵、R番号552)。
- (60) 村田氏は「公社」を「公の私人」と説明した(村田氏へのインタビュー)。
- (61) 全国米穀商業組合連合会『食糧営団読本』(全国米穀商業組合連合会、一九四二年)九頁。
- (62) 後藤駒吉編『全糧連五年誌』(全国食糧事業協同組合連合会、一九五六年)六一—七頁。前掲「第三十三回商業工業連合部会記録」(農林省食糧管理局第一部長田中啓一殿講話)——四二頁。
- (63) 食糧営団が設立されると、米穀業者は営団の従業員となる(転廃業者を除く)。その結果、個人営業税は不要となる。こうした観点から「早く営団を作つて呉れと云ふ話」があった(同右「第三十三回商業工業連合部会記録」(農林省食糧管理局第一部長田中啓一殿講話)——四五頁)。また、田中啓一食糧管理局第一部長によると「営団が」出来なくても実績補償だけはつきりして呉れと云ふものも「あったという(同)。このことについて田中は「さう云ふ無理なことを言つても」と述べている(同)。食糧営団がこうした米穀業者からの要望を踏まえる側面を持っていたことは、逆説的であるが、食糧営団が官民協力の枠内に位置づけられるものであったことを示しているといえよう。

第三節 営団をめぐる「官」と「民」

これまでの論述で明らかにしたように、営団の活用範囲は、次第に広がりを見せていった。すなわち、当初、国策会社に委ねることができない非採算事業に限定的に用いられていたのが、次第に会社の存在を脅かす可能性を持つようになっていったのである。たとえば、重要物資管理営団の構想は、私企業によることが可能な事業を対象とし、食糧営団は、国策会社等を統合することで設立された。こうした活用範囲の変化を民間事業者は、私企業の否定に繋がりがかねないものと危惧した。そこで、以下において一つの座談会を取り上げ、営団に対する「官」(政府)と「民」(民間事業者)の捉え方について検討することにした。ここで採り上げる座談会は、一九四二年八月二五日に商工省、民間事業者、統制会関係者、営団関係者、経済学者らによって行われ、「営団の経済的性格と統制会」と題されて雑誌『重産協月報』(一九四二年九月号)に掲載されたものである。

座談会のなかで三菱重工業社長の郷古潔は、「統制会のゆき方と営団といふものは、どうも違ふやうに思ふ」とした上で、営団に二つの種類があると次のように述べている。

「これ〔営団〕には大体二いろいろある。一その一つは今の民間企業といふものを統合するといふか、寧ろさういふ風なもの、段々否認してゆくといふやうな意味を以て国策の遂行に当るといふ〔営団〕。二もう一つは、いろ／＼な企業に共通の或る便益を供与して、これを助長して行くといふやうな意味の営団。」

郷古は、後者の例として産業設備営団を挙げるが、問題となるのは私企業の否定に繋がる前者のような営団であるとする。こうした郷古の発言から、これまで述べてきた営団の活用範囲の変容を確認することができる。

これに対して、商工省総務局長の神田進は、営団を活用する範囲には限界があると述べる。神田によると、時代は株式

会社の形態その他について、若干の修正を要請しているが、一般の経済運営の原則としては利益の追求を無視することはできない。したがって「総てのものを営団に持つて来るといふ考へ方は執れない」。営団という形態を採用するにしてもそこには自ら限度があり、「殊に生産企業について、営団形態を執るといふことは適当ぢやないのではないか」というのである。⁽³⁾ 神田は、商工省総務局長としての立場上、営団に対する「民」(民間事業者)の危惧を取り除く必要があった。神田が「営団を拵へるといふ分野は、国が自身やらなければ民間では出来ない。一面に於ては、民間でやつたのは経済関係からいろいろ、支障があつて出来にくいといふ分野、しかも国策上からする統制の要請が非常に強くて、営団形態を執ることの方が、全体的にみて、能率増進になる。さういつた面に必要」と述べるのは、⁽⁴⁾ そうした意味を持っていた。その意味で営団は、あくまでも官民協力の論理のなかで用いられ、その論理から逸脱することはないのである。

座談会では、こうした私企業との関係の他に、「営団は恒久的の制度か」「営団の能率はどうか」などについても議論がなされた。ほぼ意見の一致が見られたのは、営団が国策会社の一変形であり、私企業を否定するものでなく、ある程度過渡的な性質を持ち、少なくとも限定的なものであるということである。これは、営団が官民協力の論理の枠内にあることを意味した。こうした議論のなかで興味深いのは、営団は「ほんとうを言へば国営にすべき筈のものだと思ふ」(田島正雄船舶運営会理事長)「営団と云ふものは国営の一つの型」⁽⁶⁾(植村甲午郎石炭統制会理事長)との発言である。本来国営にすべきところに営団を活用するという論理は、重要物資管理営団や食糧営団で見られたものである。こうした発言は、「官」側の説明が統制会関係者などに受け入れられていたことを示している。

以上、一つの座談会を例に営団に対する「官」と「民」の認識を見てきたが、営団に対する「民」の危惧→「官」の「民」に対する説明・協力要請という構図は、次に述べる交易営団の形成過程にも見ることができ。

一、交易営団前史

交易営団の構想は、一九四二年七月二三日に開催された大東亜建設審議会第五回総会で決定された「東亜交易基本方針」に端を発するといわれる。⁽⁸⁾それは、次のような内容であった(傍線部は引用者による)⁽⁹⁾。

一、大東亜ノ物資交易ハ大東亜自給自足体制ヲ確立シ、大東亜全域ヲ通ズル国防力ノ増強、圈内諸地域ノ開發促進、民生ノ安定ヲ図ルコトヲ目途トスルコト。

二、之ガ為皇國ヲ核心トシ圈内各地域ニ亘リ恒久的ナル産業建設計画ト照応シ物資交易ニ関スル総合的基本計画ヲ設定シ、之ガ実施ヲ確保スル為高度ノ計画交易ヲ行フコト。

三、計画交易ノ実施ハ皇國ノ指導乃至把握ノ下ニ之ガ迅速且ツ適正ナル遂行ヲ期スルコト。

この基本方針は、既存貿易機構の是正なしに実施し得ることではなかつた。⁽¹⁰⁾すなわち、ここに記されている「高度ノ計画交易ヲ行フ」ためには、「中枢的運営実行機関」を新たに設置することが必要だったからである。⁽¹¹⁾以下において考察を加える交易営団は、流通過程におけるこうした必要性から誕生した。それでは一体、既存の貿易機構とはどのようなものであり、当時それはどのような課題を抱えていたのであるうか。そこで、まず、日中戦争がはじまった一九三七年七月頃から、「東亜交易基本方針」の決定される一九四二年七月にかけての貿易政策を跡付けることで交易営団誕生の背景と意義について考えることにしたい。⁽¹²⁾

一九三七年七月頃の貿易政策は、「賀屋・吉野三原則」に見られる国際収支の均衡を最大の眼目としていた。具体的

にいうならば、軍需資材の確保と国際収支の均衡を両立させる貿易政策である。そして、第七一議會で「貿易調整法」や「貿易組合法」などが成立した。しかし、日中戦争の拡大は、より直接的な貿易統制を必要とすることになった。そこで政府は、一九三七年九月の第七二議會において「輸出入品等臨時措置法」を成立させ、その権限を輸出入品の管理のみならず生産管理にまで拡大させた。政府は、入超情勢にあつた貿易収支を適合させるために不要不急品の輸入を抑制し（物の管理）、軍需品の輸入を確保しようとしたのである。そして、一九三八年の下半期頃から貿易政策は、国際収支の均衡・輸入抑制から、外貨獲得・輸出振興へと重点を移していった。しかし、貿易政策を巡る環境は、米国による日米通商航海条約破棄の通告（一九三九年七月、翌年一月から失効）、第二次欧州大戦の勃発（一九三九年九月）などにより、急激に変化することとなった。⁽¹³⁾更に、一九四〇年九月の日独伊三国同盟締結と北部仏印進駐を契機とする対日経済封鎖は、一九四一年七月の南部仏印進駐による米、英、蘭の対日資産凍結によって極限を迎え、日本の第三国貿易を途絶させるに至つた。この結果、日本の貿易は、外貨決裁を必要としない円ブロック内のものへと性格を変えざるをえなくなつたのである。

この時期、国内体制については、高度国防国家建設の要請の下、一九四〇年一二月に「経済新体制確立要綱」が閣議決定され、経済団体が再編成されることとなつた。⁽¹⁴⁾これを受けて「重要産業団体令」が制定され、この勅令に基づき貿易関係では日本貿易会が一九四二年一月に設立された（五月に貿易統制会と改称）。貿易統制会は、貿易組合中央会・日本東亜輸出入組合連合会・南洋貿易会と商工省貿易局の事務を一部吸収することで誕生し、大東亜共栄圏内、南洋、第三国との貿易を一元的に統制した。とはいえ、実際の貿易は、統制会の下部機構である五〇余りの政府指定の輸出入調整機関（日本貿易振興株式会社等）と、さらにその下にある貿易業者によつてなされた。⁽¹⁵⁾つまり、貿易統制会は、貿易を実際に行うのではなく、下部機関の調整機関として、輸出入数量と価格の調整を行う「総括的統制」機関の役割を

果たしたのである。その結果、貿易統制会は、(一) 貿易の直接的な主体となりえず、運営に対して間接的にならざるをえない、(二) 個々の業者の利潤追求による貿易を払拭できない(そのため国策に沿わない場合がある)、(三) 調整機関の乱立が総合統制機能を阻害させている、(四) 大東亜共栄圏内の物価差を調整するための留保金、調整料に弾力を欠いている、といった運営上の問題を露呈することになった。⁽¹⁶⁾ かくして、貿易の統制と運営を主体的に行い得る機関、すなわち、政府による交易計画を責任を持って遂行する「中枢的運営実行機関」を新たに設置することが必要だと考えられるようになっていった。⁽¹⁷⁾ 冒頭の「東亜貿易基本計画」は、こうした文脈の上で登場したのである。

二・交易営団の誕生

交易営団の具体的な姿は、一九四二年一〇月二二日に閣議決定された「交易統制及価格調整ニ関スル件」のなかに見ることができるといえる。すなわち、ここでは「政府ノ代行機関トシテ物動交易計画ニ基キ交易ノ統制運営ニ任ゼシムル為商工省主管ノ下ニ交易管理営団ヲ設立スルコト」⁽¹⁸⁾ が示されたのである。交易管理営団の具体的内容については、次のように述べられている。⁽¹⁹⁾

イ、右営団ハ貿易統制会並ニ重要物資管理営団ヲ合体改組シテ之ニ充テ尚現行各種輸出入調整機関モ能フ限り之ニ整理統合ヲ図ルコト

貿易統制会並ニ右輸出入調整機関ノ現行統制業務ハ関係地域ノ如何ヲ問ハズ本営団ヲシテ之ヲ行ハシムルコト
 オ、本営団ハ国内ニ於テハ実情ニ即シ統制組合、統制配給会社等ヲ下部乃至連携組織トシ現地ニ於テハ本営団ニ照

応シ整備セラルベキ当該機構ト緊密ナル連携ヲ保持シテ内外現地ヲ通シ輸出入ト出荷配給集荷トノ一貫的統制
運営ヲ図リ商社業者ヲ利用活動セシムルコト

ここに示された交易管理営団の内容は、貿易統制会と重要物資管理営団の合体改組に見るように、後の交易営団そのものであった。そして、「交易管理営団ノ設立ハ、最先ノ機会ニ於テ法律上及予算上ノ手續ヲ完了シテ之ヲ實現スル」⁽²⁰⁾との指針に従い、一月二四日に「交易営団法案要綱」が閣議決定された。

この要綱は、交易営団法案の輪郭を明らかにするなかで、交易営団の組織や業務について言及していたが、交易営団の具体的施策、すなわち、営団と現行機構との関係などについては重要物資管理営団の吸収、貿易統制会の解散に触れるにとどまった。こうした状況において、現行機構の関係者が交易営団誕生によってどのような影響を受けるのかを不安に感じたとしても不思議ではない。たとえば、一月三〇日に日本綿糸布輸出組合から商工省（総務局総務課長美濃部洋次宛）へ提出された「交易営団運営ニ関シ建議ノ件」⁽²¹⁾には、当時の関係事業者の困惑ぶりが次のように記されている。

「・・・営団对本組合ノ関係ニ付テハ未ダ明示ナキニ一部ニハ現存調整機構ハ営団設立ト同時ニ総テ之ヲ解消セシメ其ノ内部機構トシテ吸収スベシトノ論有之候為当綿糸布業界ニ於テモ揣摩憶測絶エズ危惧ノ念昂マリツツアル模様ニ御座候・・・」

因みに、日本綿糸布輸出組合は、これと同様の建議を一月三〇日に再び商工省に対して行っている。⁽²²⁾ 関係事業者の間では、営団設立が与える影響について不安が高まっていたのである。

こうした困惑を示したのから一步踏み込んで具体的な意見表明を行う動きも見られた。たとえば、一九四三年一月

九日に日本綿花輸入統制株式会社から商工省へ提出された「交易営団ニ関スル件」は、会社存続の意味が次のように述べられている。⁽²³⁾

「当社ヲ営団ノ下部組織トシテ之ニ実務ヲ取扱ハシムレハ原綿ノ確保、工業部門トノ密接ナル連携等円滑効果的ニ行ハルヘシ」

また、この文書では、別の個所でも「営団ノ外郭ニ業者ノ団体ヲ置キ専門ノ知識、経験、技術ヲ活用スルコト必要ナリ」と記され、現状維持の必要性が強調された。この時期のこうした動きは、関係事業者が交易営団に対して不安を抱いていたことを例証するものであるといえる。

政府は、一九四三年一月二二日に交易営団法案を発表した。これは、「我国経済戦力の増強と大東亜共栄経済圏建設の為に緊要なる法案」⁽²⁴⁾として、第八一議会に提出される商工省関係の法律案のうち「最も注目すべき法案」と見なされた。⁽²⁵⁾そして、この日、東京商工会議所で貿易部会が開かれた。この会合では山口喬商工省交易局長から、交易営団法案が「戦時に際し戦争切抜けの為に已むを得ざる臨時応急の措置である」⁽²⁶⁾ことが説明された。

二月二日の衆議院本会議に上程された交易営団法案は、岸商工大臣による提案理由の説明に続いて質疑応答に入った。ここでは、営団の具体的施策について、現状維持を基調に進めることが説明された。⁽²⁷⁾一三日に開催された衆議院の委員会で岸商工大臣は、次のように述べている。⁽²⁸⁾

「交易営団ガ出来マシテモ、所謂交易営団ガ一切ノ交易ノ事柄ヲ直営スルト云フ考ヘ方デハ実ハナイノデアリマス、交易営団ガ物資ニ付キマシテ或ハ直営スルヤウナモノモ皆無トハ申サレマセヌガ、私ハ是ハ極力狭ク致シマシテ、唯交易営団ノ設ケラレマスル趣旨ガ、全体ノ総合計画ノ最モ実情ニ適シタ計画ノ樹立ニ参画シ、又政府デ決定シタ其ノ計画ヲ計画通り実施スル竝ニ此ノ共栄圏内ニ於ケル価格差ノ調節ト云フモノヲ完全ニ行フト云フ所ニ其ノ使命

ガアルノデアリマシテ、一切ノ貿易ヲ是ガ直營スルト云フ考ヘ方ハ実ハ持つテ居ラナイノデアリマス、随ヒマシテ先程何カ一寸サウ云フ懸念ガアルト云フ御話デアリマシタガ、貿易ヲ國營ニスルト云フヤウナ考ヘ方ハ政府ハ全然持つテ居ラナイノデアリマス、唯此ノ交易營団ヲ作ツタノガ國營ノ前提デアルト云フヤウナ意味デモ全然ナイノデアリマス、随ヒマシテ従来ノ貿易業者ヲ活用シテ行クト云フコトハ、全面的ニ十分考ヘテ行カナケレバナラナイト思ツテ居リマス」

岸は、營団による交易の國營化を明確に否定し、民間業者を活用していく考えを示した。これは、交易營団を官民協力の論理の枠内に位置づけることを意味した。しかも、こうした政府の方針は、関係事業者のみならず、政府内部から要請されたものでもあった。たとえば「交易營団ニ關スル陸軍省ノ意見要旨」と題する文書には、陸軍省が交易營団法案の実施に關して「現下戦争遂行中ナル事態ニ鑑ミ……(一)現在ノ交易機構ノ改組ハ漸ヲ追ヒテ之ヲ行フコトトシ急激ナル改組ヲ行ヒ一時的タリトモ交易ノ混乱渋滞ニ陥ラシメザルコト(二)既貿易業者ノ經驗ト智識並組織力ハ勉メテ之ヲ活用スルコト……」を求めていたことが記されているのである⁽²⁹⁾。政府にとつても現状維持により官民協力を形づくることは、交易の混乱や滞りを避けるために必要なことであつた。

二月一六日に交易營団法案は、衆議院の委員会を通過し、同日衆議院本會議で原案どおり可決された。そして、翌一七日から審議は貴族院に移され、二四日に可決・成立した。かくして、交易營団法は、三月六日に公布され、四月一二日から施行された。交易營団法の施行に伴い政府は、一二日付で營団の設立委員を任命・発令した⁽³⁰⁾。

設立準備と並行して役員選考が進められた。三月下旬には前三井物産代表取締役の石田礼助が總裁に内定し、六月一日付で政府は總裁・副總裁・理事・監事を任命した⁽³²⁾。このうち副總裁は、重要物資管理營団理事長の住井辰男と横浜正金銀行取締役の有馬長太郎に決まつた。住井の副總裁就任は、重要物資管理營団を継承するという交易營団の性格を色

濃く反映したものであったといえる。⁽³³⁾

交易営団は、六月八日に交易機構の一元的中枢機関として誕生した。そして、同日から重要物資管理営団の業務を継承した重要物資の保有保管が、七月一日から交易業務がはじまったのである。

三、第二部の小括

一九四二年一月二四日に閣議決定された「交易営団法案要綱」で解散の方向づけがなされた貿易統制会理事の杉村廣蔵は、一二月五日に重要物資管理営団の全職員を対象として「営団の本質」と題する講演を行った。⁽³⁴⁾講演のなかで杉村は、営団と私企業の関係を明確に定義づける必要性を強調した。すなわち、これまでの営団は状況対応的なもので、「統制会とはどう違ふのだと云ふと、統制会とは一寸違ふのだといふやうなことで（政府の）説明甚だ曖昧を極めて」⁽³⁶⁾きた。こうしたなかで私企業は、存在理由において不安を感じている。それ故に「営団は営団で宜しいのだ、会社は会社で宜しいのだといふけじめを付けるべきものであるならば早く付けて欲しい」というのである。⁽³⁷⁾こうした定義づけの曖昧さは、これまでの論述を踏まえるならば、営団の持つ行政手法としての意味に起因するものと考えられる。つまり、営団は、現実には次第に私企業を否定するという色彩を帯びつつあったにもかかわらず、生産力拡充や国家総動員体制を実施する上で官民協力が要請されたため、その枠内で活用されざるを得ず、その結果、営団と私企業の関係を次第に明確に定義づけることができなくなっていったのである。営団は、戦時期に新企業形態として様々な事業で設立を提唱されたが、⁽³⁸⁾交易営団以降、実際に設立されたものはなかった。その背景には、官民協力の論理の枠内で活用されなければならぬという営団の行政手法としての宿命があったと考えられる。

以下、第二部で明らかにしたことをまとめておきたい。

ここでは、まず、住宅営団・帝都高速度交通営団・農地開発営団を通して、営団が官民協力の論理を持つ国策会社に委ねることのできない例外的な場合の選択肢として登場したこと、つまり官民協力の論理の枠内に収まる行政手法として誕生したことを明らかにした。それ故に、その活用は、当初、国策会社を設立することができず、国策上無視できない非採算事業に限定されていた。

しかしながら、戦争の遂行は、営団の活用範囲を次第に拡げていくこととなった。すなわち、徐々に国策上無視できない採算事業にも営団が活用されようとしていったのである。たとえば、杉村廣蔵は、一九四三年四月の日本工業倶楽部における座談会で、交易営団を産業設備営団と比較して次のように述べている。⁽³⁹⁾

「今度の交易営団といふものが、統制会機構で統制して居りました業務を更に深めてゆくことになつて居ります点で、たとへば産業設備営団をつくりました場合なども余程趣を異にしてゐるものがあると思へられる。・・即ち産業設備営団の設置は民間の会社企業では手の出ない仕事を、政府の命をうけてやるのだといふやうな場合として、あまり問題なしに一般にうけとられたのですが、交易営団の場合は、何となく民間の会社でもやれさうな気のする仕事の部面に営団が割込んで来たといふ感じを与へ易いところが違つて居るやうであります。」

このように、営団は、非採算事業を実施する行政手法から採算事業を実施する行政手法に変わりつつあった。⁽⁴⁰⁾民間事業者は、こうした活用範囲の変化について自らの否定につながりかねないものと捉え、強く反応した。これに対し政府は、「官民懇談会」などを通して営団が官民協力の論理の枠内におさまることを説明し、理解を求めた。すなわち、政府は、営団の活用を一定範囲に限定することで、営団と私企業がこれまで通り「棲み分け」られると述べたのである。

かくして、昭和戦時期を通して営団が行政手法として大規模に活用されることはなかった。営団は、官民協力の論理

の枠内において、限定的に用いられるに留まったのである。このことは、官僚制が民間部門に対して営団活用のヘゲモニーを握ることができなかったことを示している。つまり、営団は、官僚制にとつて官民関係のバランスの中で限定的に活用できる執務知識に過ぎなかった。官僚制は、営団によって行政手法のレパトリーを増やしたものの、その活用は、官民協力の論理の枠内という制約のなかでなされる必要があったのである。つづく第三部では、以上に論じた昭和戦時期の影響にも留意しつつ、戦後復興期において公企業がどのように展開したのかについて考察を行う。

註

- (1) 出席者は、田島正雄（船舶振興会理事長）植村甲子郎（石炭統制会理事長）山崎亀之助（重要物資管理営団理事）小日山直登（鉄鋼統制会理事）郷古潔（三菱重工業株式会社社長）小島精一（小島経済研究所所長）神田進（商工省総務局長）湊一麿（造船統制会理事）帆足計（重産協事務局長）内山徳次（重産協編集部長）の一〇名である。
- (2) 「営団の経済的性格と統制会」〔重産協月報〕一九四二年九月号）一八頁。
- (3) 同右。傍点は原文による。
- (4) 同右、一九頁。傍点は原文による。
- (5) 同右。
- (6) 同右、二〇頁。
- (7) 官制第一条によると「大東亜建設審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ大東亜建設ニ関スル重要事項（軍事及外交ニ関スルモノヲ除ク）ヲ調査審議ス」とある（国立国会図書館憲政資料室所蔵『阿部信行文書』R17・IV11）。なお、第一回総会は、一九四二年二月二七日に開催された。
- (8) 重要物資管理営団総務部調査課「交易営団解説」（国立公文書館所蔵・返青6716）四頁。
- (9) 通商産業省編『商工政策史 第六卷』（商工政策史刊行会、一九七一年）三一八頁。『朝日』一九四三―二―一九。
- (10) 同右『商工政策史 第六卷』三一八頁。

- (11) 前掲「交易営団解説」五頁。
- (12) 以下については、主に、前掲「商工政策史 第六卷」第二・三章を参照した。
- (13) ポンド下落が大戦により促進された他、各国が輸出入制限措置を強化したことで、日本の輸出振興策は壁にぶちあたった(同右、二二八頁)。
- (14) 「経済新体制」の詳細については、中村隆英・原朗「『経済新体制』(日本政治学会編『近衛新体制』の研究) 岩波書店、一九七三年。
- (15) 以下については、主に、営団経済研究会「交易営団の使命と活動」(ダイヤモンド社、一九四四年)一九二二頁を参照した。営団経済研究会は、①営団経済に関する研究ならびにその発表、②営団・金庫等に関する理解の普及、を目的に、一九四三年七月八日に発足したものである。この研究会は、営団と金庫を賛助団体、同職員を正会員、関係各省官吏・学識経験者等を特別会員とした。このことについては、『朝日』一九四三―七―九。
- (16) 同右。このことについて当時の文献は、貿易統制会が一九四一年一月にはじまった太平洋戦争以前の「経済新体制確立要綱」に端を発するものであり、「支那事変段階に止まるものであった」と説明している(同、六頁)。
- (17) 前掲「交易営団解説」八頁。こうした認識は、日本商工会議所が一九四二年六月一八日に開催した常議員会において、貿易統制会の整備拡充による大東亜交易機構の確立に関する意見書を、政府当局に建議することを決定したことに窺われる(『朝日』一九四二―六―一九)。
- (18) 「交易営団法関係資料」(名古屋市立大学所蔵)。
- (19) 同右。「イ」「ロ」に続き、さらに五項目にわたる注が付された。
- (20) 要綱については、同右。このなかで交易営団は、「戦時ニ際シ国家総合経済力ノ増進ヲ図ル為物資交易ノ統制運用ヲ為スト共ニ重要物資ノ貯蔵ヲ確保スル」ものとされた。
- (21) 『国策研究会文書』(R番号13314)。
- (22) 『国策研究会文書』(R番号13318)。
- (23) 『国策研究会文書』(R番号13330)。
- (24) 前掲「交易営団解説」一頁。

- (25) 『朝日』一九四三—一九四三。交易営団法案以外の商工省関係の法案は、商工経済会法案、商工組合法案、商工組合中央金庫法中改正法律案、重要鉱物増産法中改正法律案、帝國鋳業開発株式会社法中改正法律案、石油専売法案である。
- (26) 『第十七回貿易部会記録—(交易営団ニ就テ)—』(東京商工会議所所蔵R番号488) 三三三頁。
- (27) 岸は「貿易業者ヲ全面的ニ活用致シマシテ、営団自ラガ輸出入ノ仕事ヲヤルコト言フコトハ、極力避ケル方針」「交易ノ実務ニ付キマシテハ、出来ル限り従来ノ貿易業者ヲ：活用スル積リデアリマス」と説明している(『帝國議會衆議院議事速記録 78』東大出版会、一九八五年、一五五、一六〇頁)。
- (28) 『帝國議會衆議院委員會議録 昭和編 146』(東大出版会、一九九九年) 四九頁。
- (29) 『国策研究会文書』(R番号1217)。この文書は、日付不詳であるが、「左記各項ニ特ニ留意スルコトニ依リ本法案実施差支無シ」と記されていることから、法案上程前のものであると推測できる。
- (30) 詳細については、『朝日』一九四三—四四—一三。
- (31) 『朝日』一九四三—三三—三〇。
- (32) 詳細については、『朝日』一九四三—六二—二夕。
- (33) 交易営団の設立とともに解散となる「貿易統制会」関係者は、四名が理事に、一名が幹事に就任した(『朝日』一九四三—六一—二夕)。
- (34) 重要物資管理営団練成団『昭和拾七年拾貳月五日 営団の本質 経済学博士 杉村廣蔵氏』昭和拾七年拾貳月拾六日(国立公文書館・返青5816)。これは、杉村による講演を速記し、杉村の校閲を得たものである。因みに「目次」は、「一、営団とは何ぞや」「二、近代資本主義の超克」「三、国民国家の生成」「四、国营観念」「五、営団に於ける資本の問題」「六、個人の立場」「七、営団経営の倫理」である。なお、杉村は、交易営団の発足とともに、その理事に就任した(『朝日』一九四三—六一—二夕)。
- (35) 同右、一—二頁。
- (36) 同右、二—三頁。
- (37) 同右、四頁。
- (38) たとえば、「倉庫営団」「取引所営団」「石油営団」(米谷隆三「営団法の生理と病理」『統制経済』一九四二年三月号)、大

東亜海運通商営団」(水野利重)、「大東亜海運通商営団」の設立を提唱す」海運国策研究会、一九四二年)、「国映(国家映画営団)」(上田光慶編『日本映画維新の実現』国映促進協議会、一九四三年)、「生鮮食糧品配給営団」(福田敬太郎)、「生鮮食糧品配給営団の創設を提唱す」『国民経済雑誌』第七二卷第二号、一九四二年)、「輸送営団」(菊池富士雄)「問屋資本の混乱―輸送営団の構想―」『都市問題』第三五卷第三号、一九四二年)、「緘維資源開発営団案」(一九四二年七月二日)「国策研究会文書」R番号4319)。「船舶保有営団」(『朝日』一九四二―五―五)。「信託営団」(『朝日』一九四三―七―七)。「大学営団」(企画院研究会「営団のねらひと実際」同盟通信社、一九四三年、一八頁)。

(39) 杉村廣蔵「戦争と営団(昭和十八年四月日本工業倶楽部座談会における談話要旨)」(『営団経済の倫理』大理書房、一九四三年)九三―九四頁。

(40) このことについて、たとえば、「緘維資源開発会社案」(日付不詳)(『国策研究会文書』R番号4320)を見ると、「会社ハ適当ナル時期ニ政府ノ半額出資スル営団ニ改組スルモノトス」とあり、「緘維資源開発営団案」(一九四二年七月二二日)(『国策研究会文書』R番号4319)が作成されている。会社を設立することのできる採算事業を実施する行政手法として「営団」が意味づけられようとしていることは、こうしたことから確認することができる。

〔付記〕

本稿は、一九九六年度―一九九七年度文部省科学研究費補助金(特別研究員奨励費)及び、一九九九年度―二〇〇〇年度文部省科学研究費補助金(奨励研究A)による研究成果を踏まえた、北海道大学審査博士(法学)学位論文(二〇〇一年六月二九日授与)に大幅な加筆・修正を加えたものである。なお、加筆・修正にあたっては、二〇〇五年度文部省科学研究費補助金(学術創成研究(2))による研究成果の一部を取り入れていく。